

## 【Bマンション管理組合】

### インターネット技術によるテレビ会議等を用いた

### 理事会開催の運用規程

- 1 インターネット技術によるテレビ会議等を用いた理事会（以下「テレビ会議理事会」という。）は、規約第53条（招集）の規定により理事長が招集する。
- 2 理事および監事は、招集に必要な電子メールアドレスを予め理事長に届け出るものとする。なお、テレビ会議の利用ができない場合には、その旨を届け出るものとする。
- 3 テレビ会議理事会を開催する場合は、理事長は会議を開く1日前までに、テレビ会議に参加するために必要なURL、ID、パスワード等を記したテレビ会議理事会の開催の通知を前項の規定に基づき届け出た電子メールアドレス宛に電子メールにより発しなければならない。
- 4 理事長は、前項の通知する職務を管理事務を委託する管理会社の従業員、組合の契約しているマンション管理士に委任することができる（受任者はテレビ会議開催の権限を有する者に限る）。
- 5 理事長は、第2項の規定に基づきテレビ会議の利用ができない旨を届け出た理事及び監事がある場合はインターネット技術によるテレビ会議等を用いない理事会（以下「通常理事会」という。）または、テレビ会議理事会を併用した規約第53条第2項に定める理事会を開催しなければならない。
- 6 本規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。
- 7 本規程に定めのない事項が生じたときは、理事会で協議をして決定するものとする。

以上